

2025 Spring

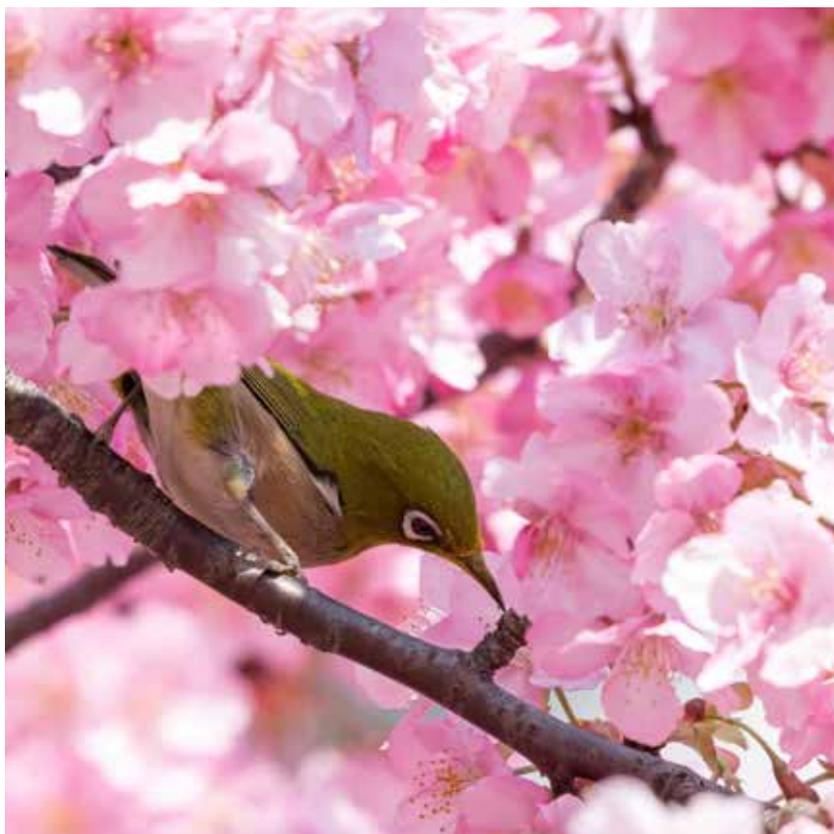
令和7年4月1日発行



一般社団法人 江戸川南法人会 広報誌

りんかい WEB

EDOGAWA MINAMI CORPORATE



ASSOCIATION PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

Contents

新春講演会／新年賀詞交歓会

会員増強結果報告

令和7年度 税制改正大綱

活動報告

青年部会活動 告知

青年部会活動 報告

税務署からのご案内

vol.

116

新春講演会／新年賀詞交歓会

習近平中国を
どのように理解すべきか

令和7年1月9日(木)、タワーホール船堀にて新春講演会・賀詞交歓会が行われました。
新春講演会では、元外交官の 垂 秀夫 さまにお話をいただきました。
講演内容を一部抜粋して、ご紹介させていただきます。



元外交官(中華人民共和国特命全権大使)
写真家、立命館大学教授
垂 秀夫

1980年大阪府立天王寺高等学校卒業、1985年3月京都大学法学部卒業、同年4月外務省入省、南京大学留学を経て、在中華人民共和国日本国大使館書記官、在香港日本国総領事館領事、日本台湾交流協会台北事務所総務部長、アジア大洋州局中国・モンゴル課長、在中華人民共和国日本国大使館公使、大臣官房総務課長、外務省領事局長、外務省大臣官房長、駐中国日本国特命全権大使(第16代)等を歴任。2023年12月退官。現在、立命館大学教授。「写真の日記念写真展2015」環境大臣賞など多数受賞。

【変わる中国、日本はどう向き合うべきか?】

今の中国、習近平政権が統治する中国は、我々日本人の感覚では受け入れがたいことをたくさん行っています。日本の領土に中国の海警船がほぼ毎日のように現れ、月に何回かは領海侵犯してくることが当たり前になっています。また、何が違反なのか明確な説明もないまま、日本企業の駐在員がスパイ罪で拘束されています。こんなことが続けば、日本人が中国を警戒するのも当然でしょう。

では、こうした現実の中で、我々は中国とどう向き合うべきなのか、ただ「中国はけしからん」と感情的に突っпаねるだけでいいのでしょうか。それでは戦略なき対中外交となり、結局のところ中国に利用されるだけです。では、何を考えるべきかですが、私は二つの視点が必要だ

と思います。

一つは、中国が今どんな外交をしているのかということです。簡潔に言えば、現在の国際秩序に挑戦し、ロシアと共にそれを変えようとしています。もう一つは、未来を考える上で、過去における日中関係の歴史を直視することです。

【互いに交錯した日中近代化の歩み】

日中関係は、単なる侵略と謝罪の歴史ではなく、より長い時間軸の中で捉えるべきです。日本の近代化は1853年のペリー来航から始まりました。黒船に驚いた幕府は、通訳を通じて交渉を進めましたが、最終的に中国人通訳を介した漢文での筆談が決め手となりました。日米和親条約にも中国語版が存在しており、日本の近代化の黎明期に中国人が深く関与していたこ

とを示しています。

一方、中国の近代化の転機となったのは、1911年の辛亥革命です。1894年の日清戦争以降、多くの中国人が日本に留学し、日本の明治維新を模範に改革を試みました。改革派は弾圧されましたが、革命派は日本の支援のもとに力を蓄え、孫文を中心に辛亥革命を実現させました。日本は単なる外部勢力ではなく、中国の近代化において重要な役割を果たしてきたのです。

日中の近代史は、対立と協力が交錯する表と裏の関係でした。この歴史の相互作用を理解することが、未来の日中関係を考える上で不可欠です。

【戦略的思考で中国と向き合う】

では、今の状況の中で我々は何をすべきでしょうか。感情的に批判するだけでは、何も変わりません。大切なのは、中国共産党と中国人を

分けて考えることです。

歴史を振り返れば、日本の民間が辛亥革命を支えました。現在も、日本に集まる中国人のなかには、民主主義や法の支配に理解のある人々がいます。彼らをただ警戒するのではなく、戦略的にどうかかわるべきかを考えなければなりません。

かつて毛沢東や周恩来は「悪いのは軍国主義者であって、多くの日本人は被害者だ」と言い、日本人の対中感情を巧みに操作しました。結果、1970～80年代には日本の8割が親中になりました。ならば、今の我々もただ反発するだけではなく、こちらに引き寄せる戦略を持つべきなのです。今、中国共産党がそれをできていない以上、我々が学び、仕掛ける番なのです。これが、私があえて言う「今、我々にできること」です。

盛大に行われた交歓会

講演会の後、恒例の賀詞交歓会が行われました。山岡会長の挨拶に続いて、江戸川南税務署長岡村さま、江戸川区長斉藤さま他、ご来賓の方々から年頭の祝辞が述べられました。

また、祝賀会では新年の門出を祝して大いに盛り上がり、会員同士の結束・親交を深め合うことが出来ました。



江戸川区
斎藤 猛 区長



江戸川南税務署
岡村 秀直 署長



江戸川南法人会
山岡 秀俊 会長

会員増強結果報告

新しい仲間が増えました

目 標：各支部4社(者)以上

結 果：全体で126社(者)入会

目標達成支部：第2支部、第6支部、第9支部、第11支部、第18支部

事業者名	住 所	事業者名	住 所
株式会社アトオシ	江戸川区船堀2-13-8	Reborn Works	越谷市袋山394-10
株式会社テン・ナイン	江戸川区船堀1-4-10	山田浩幸	練馬区錦1-20-7
武藤 清	江戸川区宇喜田町1307	大栄土地株式会社	江戸川区宇喜田町1021
有限会社リノワークス	松戸市中和倉91-21	大栄建物管理株式会社	江戸川区宇喜田町1039
株式会社ウォーターレイヤーズ	江戸川区船堀7-12-3	ラフラインコンサルティング	松戸市稔台3-2
株式会社あさみや	江戸川区船堀7-3-5	NEXT WIND 合同会社	江戸川区西葛西7-24-7
持丸律子	江戸川区春江町5-13-10	眞山	江戸川区中葛西3-31-7
堀口英明	江戸川区春江町5-25-10	福田勝利	江戸川区西葛西1-9-28
大塚春美	江戸川区江戸川6-20-2	株式会社ルームス	江戸川区中葛西3-35-8
株式会社 CROSS-POT	江戸川区江戸川6-35-2	有限会社中野塗装店	江戸川区西葛西8-20-17
中山拓朗	江戸川区西葛西3-16-10	株式会社 GLT	江戸川区中葛西5-14-8
株式会社 BMI テクノロジー	神戸市中央区御幸通8-1-6	株式会社 TSRM	江戸川区南葛西4-2-12
Aroma Healing Plume	甲府市高畑2-18-11	有限会社江藤商事	江戸川区中葛西7-10-21
有限会社織田工務店	市川市南行徳3-26-11	宮坂未義	江戸川区東葛西2-18-6
イーエフジョブ株式会社	千代田区岩本町2-17-3	株式会社 JI Farm	江戸川区臨海町3-6-1
土田雄一	墨田区石原3-23-8	株式会社 Carry Bee	江戸川区中葛西6-3-20
株式会社 MIRAI	江戸川区西葛西6-15-18	クリーンライフ ヒコタ	江戸川区東葛西7-19-11
バスライフクリエイティブチームスズキ	江戸川区西葛西1-9-10	日本防蝕工業株式会社	大田区南蒲田1-21-12
株式会社クインビューティーインターナショナル	江戸川区西葛西6-18-8	株式会社 KMR	板橋区三園2-12-14
株式会社 PLUS ONE	江戸川区東葛西2-35-10	太陽工業株式会社	世田谷区池尻2-33-16
株式会社しろべえ	江戸川区中葛西3-13-11	株式会社さくら検査	横浜市神奈川区菅田町1702-1
株式会社ロック LABO	港区虎ノ門5-3-20	名護海洋建設株式会社	大田区羽田旭町14-7
高松建設株式会社	墨田区江東橋4-26-5	株式会社 lead	江東区東雲1-6-15
濱崎光子	江戸川区中葛西2-2-15	株式会社江機	足立区鹿浜1-17-3
佐久間浩之	江戸川区北葛西3-9-35	株式会社梶川建設 東京本社	江戸川区西葛西4-2-63
小野寺ふじ代	江戸川区東葛西1-33-17	常陸海事建設株式会社	江東区東雲1-6-23

事業者名	住所
株式会社東日本銀行 瑞江支店	江戸川区瑞江2-5-11
みなと開発株式会社	千葉市中央区東千葉1-31-1
有限会社シミズオート	江戸川区北葛西4-17-16
マルモ自動車商会	江戸川区西瑞江4-7-4
関根 聡司	江戸川区一之江4-1-24
株式会社マクロス	江戸川区一之江1-3-17
株式会社タイトー	江戸川区春江町2-5-1
株式会社 TCS	江戸川区松江6-7-24
株式会社匠栄	江戸川区松江2-33-6
株式会社篠崎重設	江戸川区松島3-25-28-101
株式会社京葉ライフテック	江戸川区鹿骨4-32-7
株式会社高梨工務店	江戸川区一之江3-12-2
株式会社 WM	江戸川区春江町5-30-39
Alien meals 株式会社	江戸川区春江町5-30-39
石井裕慈	世田谷区瀬田4-35-11
堀内麻生	千葉市花見川区横戸台11-8
辻 絹榮	江戸川区宇喜田町1441-4
株式会社たけでん	江戸川区中葛西2-17-8
株式会社 Shimyyy' s	江戸川区東葛西1-5-2
株式会社 kannon beauty	江戸川区西葛西6-15-3
尾形 博	松戸市和名ヶ谷953-1
すべき商店	江戸川区西葛西6-24-10
有限会社リュウユウ	江戸川区中葛西3-29-1
(株)エムケートレーティング	江戸川区中葛西3-14-10
株式会社 HM Global Hub	江戸川区中葛西5-41-10
株式会社ネクストライ	江戸川区中葛西5-3-3
ブチマンションクリーク 彦田入江	江戸川区東葛西5-45-17
工藤垂希	江戸川区東葛西5-19-9
曾我美和	江戸川区清新町1-3-6
野上純男	江戸川区中葛西7-23-7
鈴木和利	浦安市富士見2-2-16
(株) A-Z TRUST	江東区東雲1-10-14
勝村二三則	江戸川区南葛西2-9-6
株式会社八起グループ	葛飾区奥戸2-12-16
株式会社中武商事	江戸川区西瑞江5-17-2
株式会社 A.S.K	江戸川区西瑞江5-17-93
株式会社 Link	江戸川区北葛西1-2-22

事業者名	住所
中川正男	江戸川区西葛西2-8-1
石田誠一	江戸川区西葛西1-2-19
有限会社うきた解体工業	江戸川区北葛西1-23-12
富士内燃機興業社	江戸川区北葛西1-21-17
株式会社ザック	江戸川区西葛西4-2-33
野上住建巧務店	江戸川区北葛西3-3-20
株式会社東洋商店	江戸川区中葛西2-2-2
有限会社風見燃料店	江戸川区中葛西2-24-12
星谷繁利	江戸川区東葛西1-33-8
株式会社小川商会	江戸川区西葛西3-16-20
佐久間幸雄	江戸川区中葛西5-32-17
株式会社上進空調	江戸川区東葛西5-18-22
有限会社ベアーホーム	江戸川区東葛西5-6-1-3F
株式会社 CuBE Japan	江戸川区東葛西6-6-12
関口たつ子	江戸川区西葛西7-7-11
Sea&C 株式会社	江戸川区西葛西6-16-7
染谷洋実	江戸川区清新町1-2-1
高橋照蔵	江戸川区中葛西7-20-5
とこや こばやし	江戸川区中葛西7-16-7
Malie 株式会社	江戸川区東葛西8-6-1
勝田加奈子	江戸川区東葛西8-20-4
株式会社オーエスシー	江戸川区東葛西4-54-4
炭火和食 さかい	江戸川区東葛西8-1-7
有限会社堀田工業	江戸川区南葛西4-21-21
株式会社愛' sCountry	江戸川区南葛西6-9-21
株式会社 Nalu	江戸川区松江3-1-2
オールトラスト	江戸川区北葛西5-16-11
佐藤運送	江戸川区船堀1-1-2
ランテック株式会社	江戸川区西葛西3-8-18
株式会社ケイテック	江戸川区西葛西2-1-24
株式会社ジャックス	江東区辰巳3-15-3
株式会社リアークス	江戸川区西葛西5-4-12
田中 彰	中央区勝どき5-1-20
田中杏奈	中央区勝どき5-1-20
吉田好美	江東区亀戸1-29-7
吉田宏和	江東区亀戸1-29-7
株式会社ミツヤサイン	江戸川区南葛西7-2-4

令和7年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業に対する軽減税率は維持!

税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特例控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要になります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。
※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金相当額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出物品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

活動報告

令和6年度

税に関する絵はがきコンクール

法人会では、租税教育活動の一環として、わが国の将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらおうとともに、図工学習にも貢献するため、会員企業の女性経営者・幹部で組織する女性部会が主体となって、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を平成21年度から全国各地で実施しています。



関係者のご協力のもと、たくさんのご応募をいただき、誠にありがとうございました。

また、2月3日に江戸川区立第六葛西小学校にて表彰式が行われましたので入賞作品をご紹介します。



会長賞
佐藤舞桜さん



税務署長賞
松浦美音さん



女性部会長賞
大野歩佳さん

青年部会活動 告知

令和7年5月10日開催予定

パークシネマフェスティバル

今年で第5回となる葛西臨海公園汐風広場にてPARK CINEMA FESTIVALを開催いたします。昨年は11,000人の来場があり、会員の皆様のご協賛もいただき、大変意義のある会を開催することができました。

青年部が企画制作を行い、地域貢献の一環として、昼の部では租税、金融、防災の知識を広めるために、はしご車、放水体験、防災迷路、ラグビー等の体験型ブースを展開します。昨年は8ブースの展開でしたが、今年は江戸川区内の事業者さんのご協力により23ブースの出展となります。

夜の部はお笑いライブ、音楽ライブ、映画上映となります。

一企業でできる地域貢献は限られてくるとは思いますが、法人会という組織を活用し、より大きな地域との共生、地域貢献活動が可能になると考えております。会員の皆様のご参加により江戸川区を盛り上げ、価値を上げていくことができると信じております。当日ボランティアとしての参加ができなくても、ご協賛の形で受け付けております(1口、5万円～)。

昨年は75口、3,750,000円のご協賛をいただきまして誠にありがとうございました。今年の目標は100口、5,000,000円を目指しております。

法人会の皆様で江戸川区を盛り上げていきましょう!

ご協賛の受付は事務局(03-5696-1301)までお問い合わせをお願いします!

The poster for the 5th PARK CINEMA FESTIVAL is vibrant and detailed. At the top, a large rainbow arches over the event title 'PARK CINEMA FESTIVAL' in bold, colorful letters. Below the title, it specifies the location 'in 葛西臨海公園' and the date '2025.5.10(土)'. The time is listed as '13:00~21:00 (上映開始予定19:00)'. A 'FREE 入場無料 (自由席)' badge is prominently displayed. The poster features icons for 'CINEMA', 'LIVE', and 'FOOD TRUCK'. A QR code is provided for more information. At the bottom, there are photos of the event's hosts: 永野 (Eino), さんきゅう食田 (Sankyu Shokuden), and 辰起 (Tsunegi). The poster also lists sponsors and partners, including TOKI, PRIME, and various local organizations.

青年部会報告

令和7年1月27日開催

租税教室及び海苔漉き体験

青年部では、1月27日(月)に江戸川区立第二葛西小学校にて、小学校3年生の児童の皆さんに税金教室及び葛西の伝統産業である海苔漉きを体験していただく活動を行いました。

税金教室では、まず始めに税金に関する学習ビデオを鑑賞。児童向けのアニメとなっており、とても理解しやすい内容で児童たちに好評でした。その後、江戸川南税務署より講師を招き、児童の皆さんに税金という制度に親しんで学べる税金ドリルを活用し、租税に対して楽しみながら



楽しんで学んでいただきました。質問も多く、税金への関心が高まったと感じられました。最後に、1億円の札束レプリカを実際に触ってもらうコーナーでは、児童たちも目を丸くして大いに盛り上がった様子でした。

海苔漉き教室では、毎年講師を務めていただいている葛西海苔づくりプロジェクト協議会の皆様により、冒頭に葛西の歴史と海苔漉き体験について語っていただきました。その後の海苔漉き体験では、海苔漉きの難しいコツを講師の皆様が親切にご指導くださり、児童たちにとって貴重な体験になったものと思います。

副部会長 嶋田義郎



令和7年2月開催

賀詞交歓会

江戸川南法人会青年部は、2025年2月に賀詞交歓会を開催し、無事に終了しました。当日は部会員や来賓の方々が一室に会し、新年の挨拶と共に交流を深める貴重な機会となりました。

本会に続き、2次会ではビンゴ大会を実施。企業の協賛による豪華景品が用意され、参加者全員で大いに盛り上がりました。景品提供にご協力いただいた企業の方々にも感謝申し上げます。このイベントを通じて、青年部会員同士の絆がさ



らに強まり、今後の活動への意欲も高まったことでしょう。江戸川南法人会青年部は、今後も地域や会員企業との連携を大切にしながら、活気ある活動を展開してまいりたいと考えております。

藏部 毅

令和7年2月8日開催

キッズフリマ

令和7年2月8日にタワーホール船堀にて出展者も購入者も子供のみで行うフリーマーケットを開催しました。

これはNPO法人キッズフリマ様が提供しているもので今回は法人会青年部が主催者として開催しました。

フリーマーケットを始める前に出展者の子供に金融リテラシー教育を行うことや収支の出納帳をつける事を課しており、次世代を担う子供を育成する非常に有意義なイベントとなっております。



当日は200人を超える来場者があり、大変好評なイベントとなりました。

青年部としてはこの経験を生かし、独自に租税教育をメインとした子供のフリーマーケットを開催していければと思っております。



令和7年3月9日開催

防災フェス2025

第3回えどがわ防災フェア2025が葛西防災公園で開催され、江戸川南法人会青年部も、昨年に引き続き、ブース出店しました！

えどがわ防災フェアは、民間企業2社と葛西消防団で開催している防災イベントで、2023年に初めて開催され、3000人の来場、2024年は6000人、今回は8000人の来場を記録していて、沢山の地元の方々、子供たちに、青年部ブースに来てもらい防災に関するクイズに参加してもらいました。

法人会青年部としても、地元の方々に防災啓発を行えたと思います。

また、5月に開催する、パークシネマの告知も合わせて行いました！



災害は、いつどのようなタイミングで起こるか分かりません。今一度地震をはじめ、災害が起きたらどうするかを是非考えてみてください。

彦田好之

青年部会報告

令和7年3月25日開催

青年部・卒業生を送る会



この度青年部では、

- 有限会社あみ幸 関口 信幸様
- 株式会社伸幸 藤田 浩志様
- 有限会社森幸 森 知教様

以上三名の卒業生の方々が卒業するにあたり、3月25日(火)に【卒業生を送る会】を開催させていただきました。

今回は昼間にゴルフ、夜に宴席での開催となりました。

ゴルフは大栄カントリー倶楽部にて、天気にも恵まれ、ナイスショット連発のとても楽しいゴルフとなりました。

夜の宴席では、卒業生の希望による国歌斉唱からスタート。卒業生からの言葉では、ユーモア溢れるスピーチでたくさんの笑顔が溢れていました。また、多くの部会員の参加もあり、とても盛り上がりました。

最後に、青年部としての心ばかりの記念品をお渡しし、今後も変わらぬ交流を続けていきたいと思っております。

卒業生の皆様の今後のさらなるご活躍とご健勝を祈念しております。

副部会長 嶋田 義郎



従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

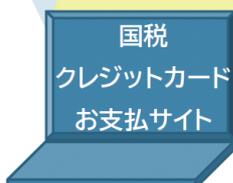
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaijyoo.or.jp/>

税務署からのご案内

国税のクレジットカード納付には e-Taxの利用が便利です！

クレジットカード納付とは

専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法です。



国税庁長官が指定した納付受託者(株式会社エフレジ)へ国税の立替払いを委託する手順を行うための専用サイトです。

 国税 クレジットカードお支払サイト

クレジットカード納付利用方法

○ e-Tax(国税電子申告・納税システム)から納付 おすすめ!

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信または納付情報登録依頼した後に、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス

便利① 専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」の入力がラク！

→住所や名前、納付情報の入力が不要です。

便利② 納付書不要で24時間手続可能！（メンテナンス時間除く。）



e-Taxを利用した
納付手順は裏面へ

○ 確定申告書等作成コーナーから納付

確定申告書等作成コーナーで、納税額のある所得税または個人消費税の申告書を書面提出した場合に表示される納付方法の案内画面からアクセス

○ 国税庁ホームページから納付

国税庁ホームページから「国税クレジットカードお支払サイト」をクリックしてアクセス

※国税庁ホームページは右下の二次元コードよりアクセスできます。

ご利用に当たっての注意事項

- ・ クレジットカード納付では納付税額に応じた決済手数料がかかります。
詳細は「国税クレジットカードお支払サイト」をご確認ください。
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。
- ・ クレジットカード納付ができる金額は1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料含む)です。
- ・ 利用可能なクレジットカードはVisa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Clubです。
- ・ クレジットカード納付では領収書は発行されません。
- ・ クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで3週間程度かかる場合があります。



詳しくは国税庁ホームページ「クレジットカード納付の手続」へ 

e-Tax クレジットカード納付手順

を利用した場合の

※ 源泉所得税の徴収高計算書の提出・納付を例に紹介します。

- ① e-Taxホームページより、e-Taxソフト(WEB版)にログイン
- ② 「申請・納付を行う」の「徴収高計算書を提出する」から徴収高計算書を提出
- ③ メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から「クレジットカード納付」をクリック

【国税クレジットカードお支払サイト】へ遷移します。

The screenshot shows the 'National Tax Credit Card Payment Site' interface. On the left, there's a navigation menu with steps: '納付手続きの開始' (Start of payment process), '納付情報入力' (Input payment information), '決済情報入力' (Input settlement information), '納付内容確認' (Check payment details), and '納付手続き完了' (Payment process complete). Below this, there's a table of '納付可能な税目' (Payable items) including various taxes like income tax, consumption tax, and local taxes. On the right, there's a '領収書' (Receipt) section with instructions and a '納付手続き時の注意事項' (Precautions during payment process) section. At the bottom, there's a '決済手数料' (Settlement fee) section and a confirmation box with a '同意して次へ進む' (I agree and proceed) button.

確認後、次へ。
案内に従って進めてください。

e-Taxを利用したことがない方

「e-Tax開始届出書」を所轄の税務署へ提出してください。

e-Taxホームページ「<https://www.etax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>」

The screenshot shows the e-Tax homepage with various navigation options. A red box highlights the '作成・提出' (Create and Submit) link under the '利用種別番号を取得する' (Obtain usage type number) section. Below this, there are links for 'メッセージボックス等を確認する' (Check message box, etc.) and '申告書を作成する' (Create declaration form).



e-Taxホームページへの
アクセスはこちら



